

論文

冷戦下のドイツにおける分断国家の現状

—連邦共和国の政治家ハイネマンの言説の変化に着目して—

大下 理世

1 はじめに

1949年に冷戦下の東西対立の中で成立したドイツ連邦共和国は、将来の統一国家実現までの暫定国家として出発した。こうした路線を転換したのが分断の現実を事実上認めたヴィリー・ブランド政権下（1969-1974）の東方政策である。連邦共和国の発足からブランド政権期に至るまで、分断国家の現状に関して連邦共和国の国内では主に外交政策を中心としながら様々な次元で議論が展開された。その際、この問題に関して特に分断の現状に対する国民の意識を重要視してきた政治家の一人がグスタフ・W・ハイネマン（Gustav W. Heinemann；1899-1976）である。本稿は、ハイネマンの公的な場での言説を冷戦構造の変化をふまえて検討することで、連邦共和国初期において同時代人がナチズムの崩壊と東西冷戦を背景にどのように分断国家の現状と向き合ったのか考察するものである。

そもそもハイネマンという人物は、第二次世界大戦後に政治家として出発し、第一次コンラート・アデナウアー政権（1949-1953）の内務大臣辞職（1950）とキリスト教民主同盟離党の後、全ドイツ国民党の結成からその解体を経て、社会民主党に加盟して法務大臣（1966-1969）、そしてブランド政権と同時期に第三代連邦大統領（1969-1974）を務めたという異色の経歴ゆえ、その評価が難しい政治家でもある¹。

ハイネマンを中心に論じた従来の研究では専ら、1950年代前半における再軍備と「西側結合（Westbindung）」政策をめぐるアデナウアーとの対立関係を軸に描かれてきた。そこでは、分断の克服と緊張緩和を掲げた新党の結成から解体までの展開とその後の社会民主党への加入に至る過程が中心に論じられてきた²。だが、それゆえに、1950年代後半以降、すなわち、分断の固定化を背景にハイネマンの重要な目標の一つであったドイツ統一の早期実現が難しくなった後の彼の言説には注目が向けられなかった³。

しかしながら、ハイネマンとブランド政権との親和性を

指摘した従来のブランド政権期研究が示したように、ハイネマンは大統領在職期間にも東方政策、特に緊張緩和の必要性について積極的に言及していた⁴。さらに、ハイネマンの大統領演説とインタビューを検討すると、彼が歴史的記念日の演説で分断の現状についても言及したこと、そして、演説を通じてそうした問題に関する国民の意識を変えよう望んでいたことが分かる。大統領在職期間中のハイネマンによる歴史的記念日の演説に注目した研究では、ハイネマンが国民的想起の中心を、「ドイツ統一の伝統」を表すとされてきた帝国創設（1871年）から、「民主主義の伝統」を表す1848年革命へと移そうとしたと指摘されている。そして、この重点の移動に関して、ハイネマンが統一の価値を相対化することによって、東西分断の現状を容認するブランド政権の東方政策を支えようとしたと論じている⁵。これらの研究はハイネマンとブランド政権の緊密な関係を裏付けた点で評価できる。だが、これらはハイネマン個人を中心に据えた研究ではないことから、実際にハイネマンがいかなる問題意識と論理によって、1950年代の自身の主張を転換して分断の現実を容認する主張を展開したかについて踏みこんだものではない。

本稿では、戦後初期から1970年代初頭にかけてハイネマンの立場がどのように変化したのかに着目しながら、ハイネマンが大統領在職期間に東西ドイツ分断という課題にどのように取り組んだのか明らかにすることを目的とする。その際、本稿では、ハイネマンによる演説と著書、インタビュー、そして、大統領在職期間中の演説内容をめぐる国民とのやり取りを記録した在コーブレンツ連邦文書館所蔵の連邦大統領府文書を使用する。

本稿では、まず前提として連邦大統領就任以前のハイネマンがドイツ分断についていかなる問題意識のもとどのような主張を展開したのか、そして、その外交政策上の目標がどのように変化したのか概略する。次に、大統領としてハイネマンがドイツ分断状況に関して国民に向けて呼びかけた内容を検討する。その際、連邦共和国を積極的に評価

するその論拠に着目することで、分断の現実を前提にしな
がら、国民にどのような課題を提示したのか考察する。

2 連邦大統領就任以前のハイネマンとドイツの分断

第二次世界大戦後に政治家の道に進んだハイネマンは、
地元エッセンでキリスト教民主同盟の創設に関わった後、
エッセン市長、ノルトライン・ヴェストファーレン州の法
務大臣として地方政治家を務め、1949年9月には第一次ア
デナウアー政権の内務大臣に就任した⁶。

1950年6月に朝鮮戦争が勃発したことを背景に連邦共和
国の再軍備が本格的に協議される中で8月末、アデナウ
アーがアメリカ高等弁務官ジョン・マックロイに極秘裏に
ドイツの軍事貢献を申し出る文書を渡した。これに対して
ハイネマンが閣議を無視したアデナウアーの権威主義的な
やり方に抗議したことで両者の関係は急激に悪化し、最終
的にハイネマンは1950年10月に内務大臣を辞職した⁷。ハイ
ネマンとアデナウアーの間では、再軍備と西側結合政策を
めぐる意見の相違があった。アデナウアーは、徹底した反
共主義から、ソ連の軍事的脅威に対抗するためにドイツの
再軍備、そして西側結合という方針を掲げた⁸。それに対し
てハイネマンは、連邦共和国の再軍備と西側結合がソ連を
刺激することでブロック形成を硬化させると共にドイツ分
断を深化させるという立場からアデナウアーを批判したの
である⁹。

ハイネマンはその後再軍備反対を掲げる超党派運動の展
開の中で、そしてキリスト教民主同盟を離党し、1952年に
全ドイツ国民党を創設する中で、分断の克服に向けてより
具体的な構想を固めていった。西側結合政策への代案とし
てハイネマンが掲げたのは、東西両陣営からのドイツの
「枠外化 (Ausklammerung)」という構想であった¹⁰。これ
は、ドイツが東西陣営のどちらにも関わらないことで、東
西対立を緩和しヨーロッパの平和を実現できるという考え
に基づくものであった¹¹。

こうした「枠外化」構想の前提には、ハイネマンがソ連
をはじめとする東側諸国との対話の可能性とそれによるド
イツ統一の可能性を見ていたことが指摘できる¹²。例えば、
中立を条件に自由選挙によるドイツ統一を認めるというソ
連の提案に対してアデナウアーが明確に拒否の姿勢を示し
た一方で、ハイネマンは異なる立場をとった¹³。ハイネマ
ンはこれにソ連との対話可能性を見出しドイツ統一への期
待をかけた一人だったのである。実際、ハイネマンは当時
の反共主義の高まりについて、東側との対話を不可能にす
る点で憂慮すべき風潮と考えていた。そして、共産主義と
距離をとる一方で、国民の反共感情をあおらないような慎
重な言葉遣いにつとめた¹⁴。だが、反共主義の色濃い1950
年代にはハイネマンは、ソ連と関係が近い疑わしい人物と

みなされて十分に支持者を獲得できなかったのである。

結局、全ドイツ国民党は「平和的な方法でのドイツ統
一」を綱領にかかげるも、1953年の連邦議会で議席を獲得
できなかった¹⁵。そこで、ハイネマンたちは社会民主党な
ど再軍備反対勢力と共に、1955年のパリ諸条約批准を前
に、「統一、平和、自由を救え！共産主義とナショナリズ
ムに反対！」というスローガンを掲げてフランクフルトの
パウロ教会で集会を行った。ハイネマン自身ここで短い演
説を行い、ヨーロッパの平和とドイツ統一の実現のため
には、連邦共和国の再軍備と北大西洋条約機構 (NATO) 加
盟を阻止しなければならないという従来の主張を繰り返した¹⁶。
だが、このパウロ教会運動で採決された、パリ諸条
約への反対を掲げた「ドイツ宣言」への署名運動が実際に
政策に影響を及ぼすことはできなかった。結局、パリ諸条
約は批准され、連邦共和国の事実上の主権回復と再軍備、
NATO 加盟が決定した。これによってハイネマンは全ドイ
ツ国民党を解党し、メンバーの多くと共に1957年に社会民
主党に加入した¹⁷。

その後、社会民主党は、NATO 加盟と再軍備を前提とし
ながら連邦政府の外交政策といかなる違いを出すかという
課題に取り組む中で、ドイツ統一を中長期的な目標に位置
づけ直し、その実現のため目下の目標として緊張緩和を掲
げた。1958年5月に社会民主党幹部役員に選出されたハイ
ネマンはこうした社会民主党の外交政策・防衛政策の方針
を支持した¹⁸。

ハイネマンが社会民主党の路線転換を支持した動機とし
ては、まず、東西分断の固定化という現状を受け入れたこ
とが指摘できる。その際、ハイネマンは、「私は、首相に
対して、西側の隣人達との和解を進めたことを非難したこ
とは一度もありませんでした。これは絶対に必要でした。
しかし、この西側との和解に、東側に対する新たな憎し
みを結びつけたことについて私は常に、首相を非難してき
ましたし、今日も非難するのです (…)¹⁹」という1958年1
月の連邦議会での発言に示されるように、アデナウアーの
西側結合政策およびその延長線上でドイツ統一を目指す「力
の政策」を分断の固定化の原因とみなしていた。こうした
認識を一層強めたのが、1961年のベルリンの壁構築であ
ったとハイネマン自身1966年に述べている²⁰。また、こう
した分断の現状への認識に加えて、ハイネマンが従来から
緊張緩和に関心を寄せていたことも指摘できる。ハイネマ
ンにとって、早期のドイツ統一への展望がなくなった段階
で、緊張緩和を目指す社会民主党の方針は支持できるもの
であったのだろう²¹。

ハイネマンがその後、分断状況および外交政策について
公的な場で言及したのは、1969年3月に大統領に選出され
た時であった。ハイネマンの選出はかつての所属政党のキ
リスト教民主同盟・社会同盟から大きな反発を受けた。こ

のときハイネマンは、彼らの批判に答える形で、アデナウアーの再軍備と西側結合政策に反対して内務大臣を辞職したことを後悔していないという自身の立場を明確にした。彼は、その理由として、アデナウアーの「力の政策」によってソ連との対話の可能性を失い、ドイツ統一への道が遠のいたのだという従来の自身の主張を再度述べた。そして同時に、ソ連との対話が難しい現状でヨーロッパの平和を実現するためには、NATOの枠内で外交政策を展開する他ないと述べて、社会民主党の緊張緩和政策への支持を表明したのである²²。このようにハイネマンの主張は、何よりアデナウアーの「力の政策」を批判することに重点が置かれたことが指摘できる。

3 連邦大統領ハイネマンと分断国家としての連邦共和国

(1) 過剰なナショナリズムの克服に向けて

1969年7月に大統領に就任したハイネマンは、ドイツ分断状況にいかなる立場をとったのか。ブランド政権下の東方政策、特にワルシャワ条約と東西ドイツ基本条約は、戦後国境および分断国家の事実上の承認を意味したため、野党を中心に強い反発を受け世論の分極化を招いた²³。こうした中で、ハイネマンは大統領在職期間中に演説やインタビューを通じて東方政策を支持する発言を行い、ドイツ分断状況に関して国民に以下のことを呼びかけた²⁴。

ハイネマンは、現状のドイツ分断状況を嘆くことや旧東部領回復を訴えることを過剰なナショナリズムとみなし、これを歴史的に不当であると断罪した。そして、こうした過剰なナショナリズムの前提にある歴史認識を見直すことを国民に訴えた。具体的にハイネマンは、戦争直後のポーランドとのオーダー・ナイセ国境の画定による東欧からのドイツ系住民の「追放」の経験とドイツ分断状況について、これらの出来事がそもそもナチ・ドイツによって始められた第二次大戦を起源とすること、そして、そもそもナチズムの台頭はドイツ国民に原因があることを指摘したのである²⁵。

こうした東方政策に関する主張と合わせてハイネマンは、演説およびそれに対して寄せられた批判に積極的に応答する中で、ドイツ史上の統一国家への過度な愛着を見なおすことを国民に求めた²⁶。ハイネマンは、ドイツ史上の統一国家、すなわち、ビスマルクによるドイツ統一の1871年以降のドイツの歴史について批判的な発言を繰り返した。ハイネマンは、この時代が二度の世界大戦とナチ時代を含む自由と平和が脅かされた時代であることを強調することで、ドイツ史上の統一国家の価値を相対化しようとした²⁷。さらに、ナチズムの台頭は決して「ドイツ史上の事故」ではなく、ドイツ国民の精神が招いた現象であるという因果関係を明確にした²⁸。ここでドイツ国民の精神

として挙げられたのが、ドイツの歴史に深く根差している、国家権力に従順な臣民意識、そして、ヴァイマル共和国時代に流布された「ヒ首伝説」に象徴されるような過剰なナショナリズムであった。ハイネマンはこの臣民意識と過剰なナショナリズムが1970年代の連邦共和国においてなお残存していることを問題視していた。

こうした歴史に関するハイネマンの発言に対しては、大統領府宛に多くの批判が届いた。それによると、ハイネマンが「国家元首の立場」で公共の場でドイツ史をナチズムにつながる「誤った歴史的発展」として「暗く描く」行為は、「国民にとっての害」であった。なぜなら、ドイツ国民が本来祖国に対して抱く「誇り」や、それに基づく国家への「責任意識」など、「健全な」思いが「貶められる」からだという²⁹。こうした批判の前提には、ハイネマンに対する「祖国にあまり愛着を持っていない」という不満もあった³⁰。

しかし、こうしたハイネマンの自国史批判は、共同体への帰属意識やナショナリズムそのものを否定する意図のものではなかった。1960年代からハイネマンは、国民にとって必要なのは、感情ではなく理性、「冷静さ」、時には責任感を持って批判的に国家と関わることでであると述べていた³¹。したがって、ハイネマンは歴史上の過剰なナショナリズムを反面教師として挙げる一方で、連邦共和国の基本法が謳う「自由で民主的な基本秩序」の理念の実現に責任意識を持つという形での共同体への帰属意識は認めていたことが指摘できる³²。

(2) 連邦共和国への積極的な評価

ハイネマンは、さらに、連邦共和国に積極的な意義を認めるよう国民に呼びかけた。このことを示すのがハイネマンの基本法制定25周年記念式典での演説である。ここでハイネマンは、基本法が掲げる、「自由な自己決定においてドイツの統一と自由を実現する」という要請に言及しながらも次のように述べた。

もちろんそこには改良されるべきことはありますが、それでも連邦共和国がその25年の歴史の中で国家市民の自由と経済的豊さ、そしてその社会的存在の保証を実現できた国家の仲間入りしたことは、否定できません。(…) 一体誰が1949年に、私たちが25年後にこんなにも裕福に自由に生き、国外からもそうした評価を得ていることを考えたでしょうか?!³³

このようにハイネマンは、将来のドイツ統一の可能性に言及しながらも、1949年に「暫定国家」として出発した連邦共和国の歴史的発展を肯定的に評価することを憚らなかつた。このことは大統領就任直後の「連邦共和国は自身が過

去に経験した中で最善の政体である」という発言にも示される³⁴。

ハイネマンの評価の根拠として挙げられたのは、連邦共和国が1955年に事実上主権を回復したことや「経済の奇跡」と呼ばれる高度経済成長を経たこと、そして1973年に東西ドイツが国際連合に加盟したことなど政治、経済的な基準ではなかった。ハイネマンが連邦共和国を評価した理由の一つとして度々言及したのが、基本法によって規定される民主主義の現状であった。ハイネマンが民主主義について国民に向けて語った際、既存の代議制民主主義を担う国民の意識に焦点があてられた³⁵。

ハイネマンは、民主主義を制度として捉えるだけでなく、それを担う国民の意識を重視していたのである。そして、このことについてのハイネマンの評価をはっきり示す事例として、1974年6月の辞職直前のインタビューでの連邦共和国における民主主義は成熟したのか、という問いに対する答えが挙げられる。ハイネマンはここで、公的な案件に自発的に責任を持って関わる市民が増えたことで民主主義が「下から」も新たな刺激を得ていることを根拠に現状に肯定的な評価を下した³⁶。

国民の意識へのこのような積極的な評価は、過去との対比によるものでもあった。すでに述べたようにハイネマンは、ヴァイマル共和国におけるナチ党の台頭の原因として、ドイツの歴史に深く根差している、国家権力に従順な臣民意識を見ており、連邦共和国においてもこれが完全に消えた訳ではないと認識していた。さらに、第一次世界大戦後も第二次大戦後も、敗戦の後に諸外国を模範にして導入された経験ゆえ、議会制民主主義への国民の支持基盤が弱いという不安を抱いていた³⁷。ハイネマンによると、このような国民の意識、態度に関する不安が、1960年代の世代の変化や社会の変容を経て次第に克服された³⁸。そして、左右急進派政党の台頭によってその存続が脅かされたヴァイマル共和国とは異なり、連邦共和国では基本法によって規定された議会制民主主義をめぐって国民の間で広範な支持が実現しているのだという³⁹。このようにハイネマンは比較対象として主にヴァイマル共和国から戦後初期にかけての人々の意識に批判的に言及することで現状への評価を裏付けたのである。

ハイネマンが民主主義の現状への肯定的な評価を以上のように強調したのは、単に現状に満足していたからではない。ハイネマンには懸念もまたあった。一つ目は、既に言及したように臣民根性が残存しているという認識である。二つ目は、1960年代後半に大連立政権期に生じた議会外反対運動とその過激化に関する懸念である。ハイネマンは大統領在職期間を通じて若者に対して繰り返し、基本法の自由で民主的な基本秩序の枠内で漸進的な改革に向けて行動すべきということを訴えた⁴⁰。したがって、ハイネマンは

現状の民主主義の理想像を示すことで、連邦共和国の民主主義の現状に不満を持った一部の国民も含めてあらゆる国民に対して、責任をもってこれに関わることを訴えたのであった⁴¹。

以上のように連邦共和国を積極的に評価し、その発展に関わることを国民に呼びかけるハイネマンの語りにおいてドイツ民主共和国についてはほぼ言及されていない。言及される場合には例えば、その一党独裁体制に対する連邦共和国の議会制民主主義の優位性、そして、より良い秩序を実現するための東西の体制間競争に言及したように、連邦共和国の比較対象、競争相手として引き合いに出されるにとどまっている⁴²。このように、東方政策のコンセプトとなったエゴン・パールの構想とは異なり⁴³、ハイネマンは分断を克服するための具体的な構想を示すことがなかったし、ハイネマンの演説によってドイツ統一が優先課題として言及されることはなかったのである⁴⁴。

4 おわりに

本論文では、第三代連邦大統領グスタフ・W・ハイネマンが東西ドイツ分断状況に対していかなる立場をとったのかについて、特に、1950年代の彼の主張からの変化とその背景にある冷戦構造の変化に着目することで検討してきた。ここから導き出された結論は以下の通りである。

第一に、連邦共和国発足直後から1970年代前半にかけてハイネマンによって公的に掲げられた外交政策上の目標の優先順位が変化した。まず、1950年代のハイネマンの主要な目標は、ドイツ統一とその延長線上のヨーロッパの緊張緩和の実現であった。そして、反共主義が色濃い同時代においてハイネマンは、東側の共産主義国と距離をとりながらも、上記の目的の実現のためこうした諸国との対話の必要性を説いた。その後、1950年代の東西ドイツそれぞれのブロック統合を経てベルリンの壁建設に至る分断の固定化を背景にハイネマンも分断の現状を受け入れていった。そして、東西分断の現状を前提に緊張緩和を目指す社会民主党の外交政策を支えていくこととなった。

第二に、ハイネマンは大統領在職期間中、上記の外交政策上の目標の変化に沿って、東西分断を前提にした国民の心構えを示すことに努めた。その際、ハイネマンの言説の特徴は、そこに連邦共和国への積極的な評価が強く見られる点である。ハイネマンは、ドイツ史上の統一国家への愛着からドイツ分断の現状を嘆くような過剰なナショナリズムの克服を国民に呼びかけた。そして、ハイネマンは連邦共和国を将来の統一を実現するまでの「暫定国家」として捉えるのではなく、そこに積極的な意義を認めた。ここで評価の一つの理由とされたのが、連邦共和国における議会制民主主義への国民の広範な支持であった。その根拠は、議

会制民主主義の担い手である国民の意識の変化、すなわち、責任意識を持った自発的な市民の成長であった。なお、連邦共和国の基本法に広く合意が形成されているという、やや楽観的ともいえるハイネマンの認識は、主にヴァイマル共和国崩壊とナチズムの台頭の経験によって裏付けられた。

第三に、ハイネマンが民主主義の現状を根拠に連邦共和国を積極的に評価したのは、これを賞賛するためではなく、国民の帰属意識や責任意識の対象を現下の連邦共和国へと向けさせる意図があった。すなわち、ハイネマンは、連邦共和国の政治と社会に責任感を持って関わることの意義を、基本法秩序に反発する者を含むあらゆる国民に呼びかけたのである。そして、ハイネマンのこうした論拠ではドイツ民主共和国が連邦共和国の比較対象、あるいはより良い秩序を目指す体制間競争の相手と位置づけられたように、もはや分断の現状が否定的なものとして語られなかった。このように分断の現状を前提に連邦共和国への帰属意識について語る際に、民主主義という指標を重視したハイネマンが、同時期の連邦共和国の政治家の中でいかに位置付けられるのかについては稿を改めて検討したい。

¹ ハイネマンの生涯を扱った文書館史料に基づく実証的な研究として以下の研究が挙げられる。ハイネマンの平和理解の変遷をたどった Schütz, Uwe, *Gustav Heinemann und das Problem des Friedens im Nachkriegsdeutschland*, Münster 1993、ハイネマンの多岐に渡る活動を網羅的に叙述した伝記研究 Treffke, Jörg, *Gustav Heinemann. Wanderer zwischen den Parteien: Eine politische Biographie*, Schöningh 2009 ; Flemming, Thomas, *Gustav W. Heinemann. Ein deutscher Citoyen*, Essen 2013。また、本稿で論じることができないが、ハイネマンについてはナチ時代の告白教会、戦後の福音主義教会など教会活動に関する研究の蓄積がある。Koch, Werner, *Heinemann im Dritten Reich*, Wuppertal 1972 ; Thierfelder, Jorg, / Riemenschneider, Matthias (Hrsg.), *Gustav Heinemann. Christ und Politiker*, Karlsruhe 1999 ; 河島幸夫「責任を負って生きるキリスト者—政治家ハイネマンに学ぶ」、『政治と信仰の間—ドイツ近現代史とキリスト教』(創言社、2005年)。

² 1950年代のアデナウアー首相との対立に関して Koch, Diether, *Heinemann und die Deutschlandfrage*, München 1972が詳しい。日本のドイツ史研究では伊藤康夫の以下の研究がある。伊藤康夫「二つの概念—初期CDUにおけるハイネマンとアデナウアーの確執」、『成蹊人文研究』、第6号、1998年；同「グスタフ・W・ハイネマンと全ドイツ国民党」、『成蹊人文研究』、第7号、1999年。岩間陽子『ドイツ再軍備』(中央公論社、1993年)ではハイネマンとアデナウアーが対立に至る過程や再軍備に関するハイネマンの立場が詳細に論じられている。また、ハイネマンが結党に関わった全ドイツ国民党(GVP)研究の Müller, Josef, *Die Gesamtdeutsche Volkspartei. Entstehung und Politik unter dem Primat nationaler Wiedervereinigung 1950-1957*, Düsseldorf 1990や、アデナウアー政権下の外交政策を批判した勢力に着目した以下の文献もハイネマンを主要人物として論じている。Zitelmann, Rainer, *Adenauers Gegner: Streiter für die Einheit*, Erlangen 1991 ; Gallus, Alexander, *Die Neutralisten Verfechter eines vereinten Deutschland zwischen Ost und*

West 1945-1990, Düsseldorf 2001.

³ ハイネマンによって使われる「統一」という言葉がさす範囲は時代を経て変化した。1950年代のハイネマンの立場について注12参照。

⁴ ハイネマンについて、プラント政権を道義的に支持した大統領として論じたのが、Jäger, Wolfgang, *Gustav Heinemann: »Politische Seelsorge«*, in: Bracher, Karl Dietrich / Jäger, Wolfgang / Link, Werner, *Die Republik im Wandel 1969-1974. Die Ära Brandt*, Stuttgart 1986, S.155-160である。また、かつてナチ・ドイツの占領下にあった近隣諸国との関係改善を目的とした国家訪問に絞った研究は以下のものがある。Hessels, Hetty, Heinemann in Holland, in: *Die Neue Gesellschaft. Frankfurter Hefte*, 1994 (4), S.331-336 ; Sirges, Thomas / Sanner, Ingeborg / Pedersen, Henrik Keyser, *Gustav Heinemanns Versöhnungsreisen in die Niederlande und nach Dänemark und Norwegen*, in: Nybøle, Steinar / Lundemo, Frode / Prell, Heinz-Peter (Hrsg.), *Papirvnde black - bläk och papper. Kontakte im deutsch-skandinavischen Sprachraum. Kurt Erich Schöndorf zum 70. Geburtstag*, Frankfurt am Main 2004, S.205-250.

⁵ ヴィンクラー、H・A著、後藤俊明他訳『自由と統一への長い道—ドイツ近現代史II』(昭和堂、2008年)、262頁参照；Wolfrum, Edgar, *Geschichtspolitik in der Bundesrepublik Deutschland: Der Weg zur bundesrepublikanischen Erinnerung 1948-1990*, Darmstadt 1999 ; Wolfrum, Edgar, *Geschichte als Waffe: Vom Kaiserreich bis zur Wiedervereinigung*, Göttingen 2001 ; Frevert, Ute, *Annäherung wider Willen: Der Kampf um die deutsche Geschichte*, in: Assmann, Aleida / Frevert, Ute, *Geschichtsvergessenheit Geschichtsversessenheit: Vom Umgang mit deutschen Vergangenheiten nach 1945*, Stuttgart 1999, S.234-257 ; 高橋秀寿『時間／空間の戦後ドイツ史—いかに「一つの国民」は形成されたのか』(ミネルヴァ書房、2018年)、石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』(白水社、2002年)でもハイネマンによる歴史に関わる演説に注目している。

⁶ 戦後に地元政治家としての活動を始めた背景には、ハイネマンがナチ時代にライン製鋼会社(Rheinische Stahlwerke)の法律顧問兼支配人という安定的な地位にありながら反ナチ的な告白教会の活動に関わったことでイギリス占領軍から信頼を得ていたことが指摘できる。第二次世界大戦終戦以前のハイネマンに関しては、注1の二次文献参照。

⁷ ハイネマンは自身の内務大臣辞職を通して、国民に対して国家権力に従順であるのではなく各々意見をもつよう訴えること、「責任意識を呼び覚ます」という意図もあったことを彼は指摘している。Gedanken zur Volksbefragung, in: Heinemann Gustav W, *Es gibt schwierige Vaterländer ...: Aufsätze und Reden*, München 1988, S.112-114.

⁸ 西側結合路線と共産主義に対するアデナウアーの見解として、近年の邦語文献では、板橋拓己『アデナウアー—現代ドイツを創った政治家』(中央公論新社、2014年)で論じられている。

⁹ Warum ich zurückgetreten bin: Memorandum über die deutsche Sicherheit vom 13. Oktober 1950, in: Heinemann, Gustav W, *Es gibt schwierige Vaterländer...: Aufsätze und Reden*, München 1988, S.97-107.

¹⁰ なお、ハイネマンが「枠外化」という概念を使用した背景には、当時共産主義者を連想させるようなドイツの「中立化(Neutralisierung)」を求める中立論者と距離をとる意図があったことが指摘されている。Gallus, op.cit., S.76.

¹¹ ここでハイネマンによって述べられた「ヨーロッパの平和」とは、ドイツを戦場とする東西両陣営の軍事的衝突を避けるということを意味する。ハイネマンの平和理解の変遷については Schütz, op.cit で論じられている。

¹² 「ドイツ統一」の範囲として当時のハイネマンの念頭に置かれ

ていたのはオーダー・ナイセ以東の旧東部領も含むと考えられる。ハイネマン自身、連邦政府の公式見解と同様に、戦後初期にはオーダー・ナイセ国境線を認めない立場を前面に出していた。580. Bericht Dr. Dr. Gustav W. Heinemanns über Differenzen im Kabinett 1950-1952 (Auszug), in: Flechtheim, Ossip Kurt, *Dokumente zur parteipolitischen Entwicklung in Deutschland seit 1945, Bd.6: Innerparteiliche Auseinandersetzungen*, Berlin (West) 1968, S.17.

¹³ Koch, Diether, *op. cit.*, S.305ff.

¹⁴ このことは、1953年6月17日にドイツ民主共和国で生じた蜂起についてハイネマンが同時代に投稿した記事からもうかがわれる。ここでハイネマンは、全体主義体制下に生きるドイツ民主共和国の住民への同情の意を示し、彼らを連邦共和国の自由で民主的な体制に組み込む必要性に言及した一方で、蜂起に対するソ連の対応が冷静であることにも言及した。Artikel in den GVP-Nachrichten (26.6.1953), in: Heinemann, *Es gibt schwierige Vaterländer...*, S.140-143. 1956年のハンガリー動乱についても同時代に東西両陣営の対応も批判したように東西どちらか一方を責めることをしなかった。Ibid., S.179-181.

¹⁵ 同党が連邦議会選挙で失敗した理由については以下の文献が詳しく論じている。Treffke, *op.cit.*, S.142ff; 伊藤「グスタフ・W・ハイネマンと全ドイツ国民党」

¹⁶ “Rettet Einheit, Freiheit, Frieden!”, in: Heinemann, Gustav W, *Im Schnittpunkt der Zeit: Reden und Aufsätze*, Darmstadt 1957, S.119-120, hier S.120.

¹⁷ 伊藤「グスタフ・W・ハイネマンと全ドイツ国民党」参照。

¹⁸ ハイネマンは「ドイツ・プラン」をそのために必要な手引ききだとして評価した。Zum Deutschlandplan der SPD: Aufsatz in Die Stimme der Gemeinde (15.4.1959), in: Heinemann, *Es gibt schwierige Vaterländer...*, S.318-322. 1960年の党大会で公表された社会民主党の外交政策の路線転換については、高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の『転換』(一九五五—一九六一年)」、『国家学会雑誌』、第99号、1986年、1-94頁参照。

¹⁹ Deutscher Bundestag, 3. Wahlperiode, 23.1.1958 この連邦議会では、アデナウアーの外交政策、対東ドイツ政策をめぐって議論が紛糾した。

²⁰ ハイネマンが壁構築以降に書いたものとして、演説集Heinemann, Gustav W, *Verfehlte Deutschlandpolitik, Irreführung und Selbsttäuschung: Artikel und Reden*, Frankfurt am Main 1966の中のあとがき (S.151-158) が挙げられる。ここでは、ドイツ統一が短期的に難しくなった原因としてアデナウアーの「力の政策」を批判している。

²¹ ハイネマンが社会民主党指導部に従った動機として、直近の連邦議会選挙での全ドイツ国民党の失敗の経験を経て、主要政党に所属することの意義を認識したことも挙げられる。実際、ハイネマンは、核武装に対しては断固反対の立場をとり、他の社会民主党指導部との対立を生んだが離党を考えることはなかったという。Treffke, *op.cit.*

²² Interview mit der Stuttgarter Zeitung (8.3.1969), in: Heinemann, *Es gibt schwierige Vaterländer...*, S.349-360, hier S.351.

²³ 連邦議会における野党勢力による批判については、妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺—東方政策と分断克服の戦略1963～1975年』(晃洋書房、2011年) 参照。特に、オーダー・ナイセ線と旧東方領土に関する歴代の連邦政府の見解については、佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土—戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』(新曜社、2008年); 川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」—20世紀の住民移動の歴史のなかで』(白水社、2019年) 参照。

²⁴ 本稿では詳細に検討できないが、ハイネマンは大統領在職期間、戦後国境の承認が東方諸国との和解およびヨーロッパの平和

構築のためには不可欠という立場を示して世論に訴えていた。Zur Ratifizierung der Ostverträge (23.5.1972), in: Sternberger, Dolf (Hrsg.), *Reden der deutschen Bundespräsidenten Heuss, Lübke, Heinemann, Scheel*, München 1979. S.169f.

²⁵ Ansprache zum 25.Gedenktage des 20. Juli 1944 in Berlin Plötzensee (19.7.1969), in: *Ibid.*, S. 92-98.

²⁶ ハイネマンの演説に対しては野党キリスト教民主・社会同盟だけでなく、連邦大統領府宛てに国民からも多くの批判が寄せられた。野党勢力による東方政策と関連づけたハイネマン批判の内容については、NL Heinemann 0223; BArch Koblenz, B122, 15018. また、Wolfrum, *op.cit.*; 石田、前掲書、高橋秀寿、前掲書でも扱われている。

²⁷ Einheit und Freiheit in unserer Geschichte (25.10.1973), in: Heinemann, Gustav W, *Allen Bürgern verpflichtet*, Frankfurt am Main 1975, S.66-68.

²⁸ BArch Koblenz, B122, 15019; Zum Gedanken an den ersten Reichspräsidenten (4.2.1971), in: *Ibid.*, S.52-65.

²⁹ 連邦大統領府に届いた以下の記名の批判の手紙より。Erich Lehmann (19.1.1971); Max Gründler (19.1.1971); Dr. Richard Pemsel (18.1.1971); Franz Krause (26.1.1971), in: BArch Koblenz, B122, 15019.

³⁰ Artur Ehlert (18.1.1971), in: BArch Koblenz, B122, 15019.

³¹ Heinemann, Gustav W, *Unser Grundgesetz ist ein grosses Angebot. Rechtspolitische Schriften*, München 1991, S.37-40. このようなハイネマンの国家理解は、保守的な理解とは異なり、「国家に対してあまりに距離をとり過ぎている」、「このような人物は国家元首にふさわしくない」という批判を招いたのである。Schreiber, Hermann, / Sommer, Frank, *Gustav Heinemann, Bundespräsident*, Frankfurt am Main 1969, では野党政治家からの批判が紹介されている。

³² 基本法の第18条、第21条などに明記される「自由で民主的な基本秩序」という概念の内容は基本法において規定されていないが、1952年の連邦憲法裁判所による社会主義帝国党 (SRP) の違憲判決で示された、人権の尊重、国民主権、権力分立、複数政党制などを含意すると理解されてきた。Schulz, Sarah, *Vom Werden der fdGO: Das Verbot der Sozialistischen Reichspartei von 1952*, in: *Standpunkte*, 2011 (7), S.1-6. 本稿では詳細に論じられないが、ハイネマンは大統領としてこの理念の社会的浸透に向けて尽力を続けていた。

³³ 25 Jahre Grundgesetz (24.5.1974), in: Heinemann, *Allen Bürgern verpflichtet*, S.183-195, hier S.194.

³⁴ ハイネマンは大統領選出直後のインタビューで、自身が敗戦後の戦後復興や再建に尽力した原動力の一つとしてこの確信を挙げた。Interview mit der Stuttgarter Zeitung (8.3.1969), in: Heinemann, *Es gibt schwierige Vaterländer...*, S.349-360, hier S.352f.

³⁵ 丸山眞男「民主主義の歴史的背景」、松沢弘陽／植手通有編『丸山眞男集 第8巻1959—1960』(岩波書店、1968年) 87-95頁では民主主義について、(一) 政治形態 (Democratic Government)、(二) 社会機構 (Democratic Society)、(三) 生活ないし行動の様式 (Democratic Way of Life) の次元に区分された。本稿が対象とする1970年代前半の連邦共和国ではまさに民主主義のどの次元に着目するかという各論者の立場の相違によって対立が生じた。ブランド政権下の「もっと民主主義を」をスローガンとする包括的な民主化改革の根底にある民主主義理解をめぐる政治家や知識人の議論については以下を参照。Scheibe, Moritz, *Auf der Suche nach der demokratischen Gesellschaft*, in: Herbert, Ulrich (Hrsg.), *Wandlungsprozesse in Westdeutschland: Belastung, Integration, Liberalisierung 1945-1980*, Göttingen 2002.

³⁶ Interview mit dem RIAS (22.6.1974), in: Presse- und Informationsamt

der Bundesregierung (Hrsg.), *Gustav W. Heinemann: Reden und Interviews (I)*, S.193f. その例としてハイネマンが挙げたのが、1970年代から急速に普及した、市民や住民による様々な運動団体、「ビュルガー・イニシアティヴ (Bürgerinitiative)」の存在である。Der mündige Bürger in Staat und Gesellschaft (11.2.1973), in: Heinemann, Gustav, *Präsidentiale Reden. Mit einer Einleitung von Theodor Eschenburg*, 2. Aufl., Frankfurt am Main 1977, S.206-212. 「ビュルガー・イニシアティヴ」については、青木聡子『ドイツにおける原子力反対運動の展開－環境志向型イニシアティヴ』(ミネルヴァ書房、2013年) 参照。

³⁷ Deutscher Bundestag – 40. Sitzung, den 23. Februar 1950, S.1330. 実際、連邦共和国発足直後の内務大臣としてのハイネマンは、国民の間で基本法の理念への合意が十分に形成されていないという認識から、国家機関や公職を貶める行為に対して厳罰な処罰を設ける必要性を主張していた。ハイネマンは、連邦憲法擁護庁 (BfV) や連邦刑事局 (BKA)、連邦警察の創設に関わるなど、制度の確立を通じて、憲法に違反する目標を追求する団体や政党の禁止 (基本法第21条) を実現することを目指した。その具体的な一つの例が、「集会秩序法 (Versammlungsordnungsgesetz)」である。これは「公共の秩序と安寧を脅かす集会」を取り締まるものである。さらに、1950年に公布された「民主的基本秩序に敵対する公務員の政治活動」に関する規定もハイネマンの内務大臣在職期間中にアデナウアーを中心に進められたものだった。もっともこの条例は歴史家ドミニク・リゴールが指摘したようにハイネマンのイニシアティヴに基づくものではなかった。Rigoll, Dominik, *Staatschutz in Westdeutschland: Von der Entnazifizierung zur Extremistenabwehr*, Göttingen 2013.

³⁸ 既に1962年の「シュピーゲル事件」の際、ハイネマンは、国家権力の行使に国民がどのように反応するかで連邦共和国の真価が問われると注視した。そして、政府の対応を批判した国民の反対運動について、ドイツの歴史に根深いお上に従順な臣民意識が、自覚的な国家市民の態度へと変わりつつあることを裏付けるものとして積極的に評価した。Jugend sei wachsam (2.1963), in: Heinemann, *Unser Grundgesetz ist ein grosses Angebot*, S.41-43.

³⁹ Kritische Betrachtung der Reichsgründung 1871 (18.1.1971), in: Heinemann, *Allen Bürgern verpflichtet*, S.45-51 ; 25 Jahre Grundgesetz (24.5.1974); Wiederzulassung der KPD? (1967), in: Heinemann, *Plädoyer für den Rechtsstaat*, S.52 ; Wege zur Parlamentsauflösung Interview mit dem “Rheinischen Merkur“ in der Ausgabe vom 24. Nov

1972, in: Presse- und Informationsamt der Bundesregierung (Hrsg.), *Gustav W. Heinemann: Reden und Interviews (IV)*, S.181-184.

⁴⁰ Zwei Jahre im Amt (2.7.1971), S.164, in: Presse- und Informationsamt der Bundesregierung (Hrsg.), *Gustav W. Heinemann: Reden und Interviews (II)*. なお、議会外反対運動において焦点となった緊急事態法案をめぐることは、ハイネマンは法務大臣として彼らにその必要性を訴えた。

⁴¹ 25 Jahre Grundgesetz (24.5.1974), in: Heinemann, *Allen Bürgern verpflichtet*, S.183-195. 本稿では詳細に論じることができないが、こうした国民の政治教育のため重要な役割を果たしたのが、ドイツ史上の歴史的事象に関わる様々な演説やラシュタット博物館建設、歴史論文コンクール創設であった。

⁴² Geschichtsbewusstsein und Tradition in Deutschland (13.2.1970), in: Heinemann, *Allen Bürgern verpflichtet*, S.30-35, hier, S.32ff.; 100 Jahre Deutsches Parlament (12.1970), in: Heinemann, *Präsidentiale Reden*, S.149-156.; Heinemann, *Die Freiheitsbewegungen in der deutschen Geschichte*, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 25 (1974), S.601-606. なお、1960年にもハイネマンは、東側諸国の共産主義に敵意を抱くのではなく連邦共和国の問題、特に、権威主義的な風潮の残存に目を向けるべきという問題提起を行っていた。その際、ハイネマンはソ連の体制に共感できないという留保をつけながらも、これもより良い社会秩序の形成を目指す一歩であると認めたように、共産主義国を連邦共和国の対等な競争相手として位置づけようとしていた。Heinemann, *Es gibt schwierige Vaterländer...*, S.184f.

⁴³ 東側との対話に基づく緊張緩和によって東側の変化を促進することで長期的に分断を克服するという目標があった。パールの構想と「民族の一体性」について述べたプラントの施政方針演説について、妹尾、前掲書、19-49頁と50-89頁参照。

⁴⁴ このようなハイネマンの立場はむしろ同時代に、分断の容認を批判する勢力から反発を受けた。その一人が野党キリスト教民主同盟党首のライナー・バルツェルであった。Flensburger Tageblatt (20.1.1971); Nürnberger Zeitung (20.1.1971); Neue Osnabrücker Zeitung (20.1.1971), in: NL 0223; Deutscher Bundestag, 14. Sitzung, S.542. 他方で、分断の現実について、連邦共和国の現状を肯定的に捉えるハイネマンの見方に対しては楽観的であるという批判も寄せられたものの、先述のドイツ帝国批判の演説と比べると目立った批判を受けなかった。

Teilstaat im Kalten Krieg und Gustav W. Heinemann

Oshimo Rise

In der Bundesrepublik wurde seit ihrer Gründung 1949 die Frage des Umgangs mit dem Zustand des geteilten Deutschlands diskutiert. Besondere Aufmerksamkeit erhält in diesem Aufsatz der dritte Bundespräsident Gustav W. Heinemann (1899-1976). Heinemann wurde in bisherigen Monographien vor allem unter dem Aspekt der Deutschlandfrage in der ersten Hälfte der 1950er Jahre untersucht. Daher wurde seinem Diskurs nach der Vertiefung der Ost-West-Spaltungen nicht viel Aufmerksamkeit geschenkt. Durch die geschichtspolitische Perspektive scheinen einige Forschungen zu Heinemann einen neuen Ansatz vorzulegen. Diese Forschungen zeigen, dass Heinemann mittels Geschichte über Entspannungspolitik sprach und dadurch die neue Ostpolitik der Bundesrepublik rechtfertigte. Wenig Beachtung wurde der Tatsache geschenkt, warum Heinemann die Realität der Spaltung akzeptiert hat, obwohl er die deutsche Einigung in den 1950er Jahren anstrebte.

In diesem Aufsatz wird Heinemanns Diskurs über die deutsche Teilung untersucht und betrachtet, wie die Zeitgenossen in der frühen Bundesrepublik vom Kalten Krieg und der nationalsozialistischen Vergangenheit beeinflusst wurden und wie sie dem Zustand des geteilten Deutschlands gegenüberstanden.

Der erste Abschnitt dieses Aufsatzes hat den Titel „Heinemann vor seinem Amt als Bundespräsident“. Heinemann übte in der Regierung Konrad Adenauers das Amt des Innenministers aus. Er trat dann jedoch von seinem Amt zurück, weil er sowohl Adenauers Westintegrationspolitik, als auch den autoritären Führungsstil der Adenauerregierung ablehnte. Heinemann war zwar gegen den Kommunismus, den er mit Totalitarismus gleichsetzte, aber gleichzeitig betrachtete er die Deutsche Demokratische Republik (DDR) wie auch die Sowjetunion als wichtige Gesprächspartner, mit denen die westlichen Staaten über die deutsche Einigung und politische Entspannung in Europa sprechen konnten. In den 1950er Jahren wurde

Heinemann, der zum Dialog mit den Ländern des Ostblocks aufrief, als verdächtige Person mit einer engen Beziehung zur Sowjetunion angesehen und konnte kaum Unterstützer finden. Nach dem Scheitern der Protestkundgebungen gegen die Pariser Verträge erkannte Heinemann, dass die GVP, welche er früher selbst gegründet hatte, keinen Wahlerfolg erzielen würde und trat der SPD bei.

Im zweiten Abschnitt „Heinemann als Bundespräsident“ geht es um Bundespräsident Heinemanns Haltung zur deutschen Teilung. Die Regierungserklärung Willy Brandts, in der von „zwei Staaten in Deutschland“ die Rede war, markierte den Beginn der Ostpolitik, die einen Neuanfang der Deutschlandpolitik der Bundesrepublik darstellte. Mit der Ostpolitik wurden der Alleinvertretungsanspruch und die Hallstein-Doktrin aufgegeben und die DDR 1972 als Staat anerkannt. Dies führte aber auch zu einer Polarisierung in der Bundesrepublik. Vor diesem Hintergrund hat Heinemann als Unterstützer der Ostpolitik zur Bevölkerung wie folgt argumentiert:

Erstens sollten übermäßige nationalistische Forderungen nach einer sofortigen Vereinigung Deutschlands, teilweise sogar mit Wiederherstellung der Grenzen von 1937, überwunden werden. Dabei setzte sich Heinemann kritisch mit dem deutschen Reich von 1871 bis 1945 als Einheitsstaat auseinander. Heinemann versuchte den Wert der Einheit zu relativieren, indem er betonte, dass der einheitsstaatliche Abschnitt der deutschen Geschichte zweimal in schreckliche Katastrophen führte.

Zweitens forderte Heinemann die Bevölkerung dazu auf, die Bundesrepublik als Teilstaat endlich als selbstständigen Staat anzuerkennen und zu würdigen. Dabei betrachtete er die Bundesrepublik nicht mehr als „Provisorium“, wie es in den frühen Jahren der Bundesrepublik tat, sondern als Erfolgsgeschichte. Hier wurde ein Grund für diese positive Beurteilung der Bundesrepublik bewiesen. Es war seine

Überzeugung, dass nun in der Bundesrepublik das vorgeherrschte Verhalten der Bevölkerung im autoritären Obrigkeitsstaat überwunden wurde und endlich mündige verantwortungsvolle Bürger gewachsen sind und ein weit verbreiteter Konsens über das Grundgesetz der Bundesrepublik besteht. Heinemanns Zufriedenheit mit dem Zustand der Demokratie in der Bundesrepublik war begründet durch Heinemanns Auffassung der Weimarer Republik, die dem Angriff von Rechts- und Linksextremisten ausgesetzt war, was schließlich zu ihrem Zusammenbruch geführt hatte.

Heinemann betonte die positive Bewertung der Demokratie in der Bundesrepublik nicht nur weil er mit dem aktuellen Stand der Demokratie zufrieden war. Angesichts der Wandlung der Gesellschaft hatte er doppelte Bedenken, und zwar einerseits die immer noch vorhandene, mit dem obrigkeitsstaatlichen Denken verbundene Gehorsamshaltung, die seiner Meinung nach zum Dritten Reich geführt hatte, und andererseits seine Bedenken gegenüber dem Anspruch auf mehr Teilnahme an der Politik angesichts der Unzufriedenheit der Bevölkerung gegenüber der bestehenden repräsentativen Demokratie. Aus diesen Bedenken zeigte er gesamten Bevölkerung einschließlich der Kritiker gegen Grundgesetz das Idealbild der Demokratie.

Heinemann hat zwar die Einheit Deutschlands, die im Grundgesetz festgeschrieben war, nicht aufgegeben. Aber die Vereinigung war damals kein zentrales Thema von Heinemann.

Abschließend kommt dieser Aufsatz zur folgenden Zusammenfassung.

Erstens haben sich in den zwanzig Jahren seit der Gründung der Bundesrepublik die Prioritäten der von Heinemann offiziell gesetzten Ziele geändert. Es kann darauf hingewiesen werden, dass die Vereinigung Deutschlands, welche bisher die höchste Priorität hatte, zu einem langfristigen Ziel deklariert und die Entspannung zu einem kurzfristigen Ziel gemacht wurde.

Zweitens war ein Merkmal von Heinemanns Diskurs über die deutsche Teilung während seiner Amtszeit, dass die Bundesrepublik stark positiv bewertet wurde. Einer der Gründe für diese Bewertung war die breite öffentliche Unterstützung der parlamentarischen Demokratie. Heinemann forderte dazu auf, den übermäßigen Nationalismus zu überwinden, die Bundesrepublik als Teilstaat anzuerkennen und ihre Demokratisierung zu fördern.

Drittens vertrat Heinemann eine positive Bewertung der Bundesrepublik und ihre Demokratie nicht nur, weil er sie positiv beurteilen wollte, sondern weil er das Zugehörigkeitsgefühl und die Verantwortung zur aktuellen Bundesrepublik von der Bevölkerung fordern wollte. Mit anderen Worten, Heinemann forderte alle Menschen, auch diejenigen, die sich der freiheitlichen demokratischen Grundordnung widersetzen, auf, Verantwortung für ihr Engagement in Politik und Gesellschaft der Bundesrepublik zu übernehmen.